

信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引における貸付けに係る対価の算出)</p> <p><u>第5条の2 正会員は、信用取引に関し、顧客から徴収すべき有価証券又は金銭の貸付けに係る対価の額の算出においては、社内対当の状況及び貸借取引等による有価証券又は金銭の調達に要する費用、有価証券又は金銭の貸付けに係る事務手続に要する費用その他の費用を勘案するとともに、売付顧客と買付顧客の負担に係る取扱いにつき公平を欠くことのないよう配慮しなくてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年5月7日から施行し、同日以降に行われる新規の信用取引による売付け又は買付けから適用する。</p>	<p>(新設)</p>